

○佐倉市保育園における保育の実施に関する規則（昭和62年3月24日規則4号）

新						旧													
別表第1（第2条、第6条関係）						別表第1（第2条、第6条関係）													
番号	類型	細目	保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）		合計 指数	保育の 実施の 期間	番号	類型	細目	保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）		合計 指数	保育の 実施の 期間						
			指数		指数														
1	居宅外 労働	外勤 自営 農業	月20日以上 勤務	①日中8時間以上就労している。	30	最長就 学前ま で	1	居宅外 労働	外勤 自営 農業	月20日以上 勤務	①日中8時間以上就労している。	30	最長就 学前ま で						
				②日中6時間以上8時間未満就労している。	28						②日中6時間以上8時間未満就労している。	28							
				③日中4時間以上6時間未満就労している。	26						③日中4時間以上6時間未満就労している。	26							
			月16日から 19日勤務	④日中8時間以上就労している。	28					④日中8時間以上就労している。	28								
				⑤日中6時間以上8時間未満就労している。	26					⑤日中6時間以上8時間未満就労している。	26								
				⑥日中4時間以上6時間未満就労している。	22					⑥日中4時間以上6時間未満就労している。	22								
			月13日から 15日勤務	⑦日中8時間以上就労している。	18					⑦日中8時間以上就労している。	18								
				⑧日中6時間以上8時間未満就労している。	16					⑧日中6時間以上8時間未満就労している。	16								
				⑨日中4時間以上6時間未満就労している。	14					⑨日中4時間以上6時間未満就労している。	14								
			2	居宅内 労働	自営					月20日以上 勤務	①日中8時間以上就労している。	27		2	居宅内 労働	自営	月20日以上 勤務	①日中8時間以上就労している。	27
											②日中6時間以上8時間未満就労している。	25						②日中6時間以上8時間未満就労している。	25
											③日中4時間以上6時間未満就労している。	23						③日中4時間以上6時間未満就労している。	23
月16日から 19日勤務	④日中8時間以上就労している。	25				④日中8時間以上就労している。	25												

			⑤日中6時間以上8時間未満就労している。	23	最長就学前まで
			⑥日中4時間以上6時間未満就労している。	19	
		月13日から15日勤務	⑦日中8時間以上就労している。	15	
			⑧日中6時間以上8時間未満就労している。	13	
			⑨日中4時間以上6時間未満就労している。	11	
	内職	月20日以上勤務	⑩日中8時間以上就労している。	17	
			⑪日中4時間以上8時間未満就労している。	13	
		月13日から19日勤務	⑫日中8時間以上就労している。	15	
			⑬日中4時間以上8時間未満就労している。	11	
3	出産	出産予定月を中心に前後2か月の期間にある。		30	
4	疾病	疾病	①おおむね1か月以上入院している又は入院予定である。	30	最長就学前まで
			②寝たきり、精神病又は感染症である。	30	
			③②以外の者で、日常生活に著しく支障があるものに該当する。	27	
			④一般療養中である。	20	
	心身障害	心身障害	⑤身体障害者手帳1級若しくは2級、療育手帳㊿、㊿の1、㊿の2Aの1若しくはAの2又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している。	30	
			⑥身体障害者手帳3級、療育手帳B1若しくはB2又は精神障害者保健福祉手帳2級若しくは3級を所持している。	26	

			⑤日中6時間以上8時間未満就労している。	23	最長就学前まで
			⑥日中4時間以上6時間未満就労している。	19	
		月13日から15日勤務	⑦日中8時間以上就労している。	15	
			⑧日中6時間以上8時間未満就労している。	13	
			⑨日中4時間以上6時間未満就労している。	11	
	内職	月20日以上勤務	⑩日中8時間以上就労している。	17	
			⑪日中4時間以上8時間未満就労している。	13	
		月13日から19日勤務	⑫日中8時間以上就労している。	15	
			⑬日中4時間以上8時間未満就労している。	11	
3	出産	出産予定月を中心に前後2か月の期間にある。		30	
4	疾病	疾病	①おおむね1か月以上入院している又は入院予定である。	30	最長就学前まで
			②寝たきり、精神病又は感染症である。	30	
			③②以外の者で、日常生活に著しく支障があるものに該当する。	27	
			④一般療養中である。	20	
	心身障害	心身障害	⑤身体障害者手帳1級又は2級を所持している。	30	
			⑥身体障害者手帳3級を所持している。	26	

			⑦身体障害者手帳4級を所持している。	14	
5	看護 介護		①寝たきり又は重度の心身障害である親族を常時介護している。	30	最長就 学前ま で
			②おおむね1か月以上入院している（予定である）親族の入院付添をする。	27	
			③長期居宅療養等の親族を介護している。	24	
6	災害	火災その他の災害を受けた住居の復旧に従事している。	30	最長就 学前ま で	
7	就学	就学又は技能取得のため保育ができない。（番号1の居宅外労働に準ずる。）	30～ 14	で	
8	育児休 業中の 特例	1歳 未満	①第2子等の育児休業中であり、かつ、当該育児休業の対象となった児童が1歳未満である。（1歳に達する前に保育園の入園申込みを行ったが入園することができず、待機している場合を含む。）	20	必要な 期間
		5歳 以上	②第2子等の育児休業中であるが、入園希望児童が5歳児クラスになっている。	15	最長就 学前ま で
9	就労予 定	就労 内定	①就労先が内定している。（番号1及び2に準ずる。）	30～ 11	1か月
		就労 未定	②求職中である。	5	1か月
10	特別な支援を 要する世帯	児童相談関係機関が児童虐待等により特別な支援を要すると認める世帯である。	70	必要な 期間	
11	その他	保護者が上記の類型に類する状況にあつて明らかに保育に当たることができないと認める場合	30～ 11	必要な 期間	

備考

1 保護者が複数箇所に就労している場合であつて、それぞれの就労の日が異なるときはそれらの就労日数を合算した日数により、それぞれの就

			⑦身体障害者手帳4級を所持している。	14	
5	看護 介護		①寝たきり又は重度の心身障害である親族を常時介護している。	30	最長就 学前ま で
			②おおむね1か月以上入院している（予定である）親族の入院付添をする。	27	
			③長期居宅療養等の親族を介護している。	24	
6	災害	火災その他の災害を受けた住居の復旧に従事している。	30	最長就 学前ま で	
7	就学	就学又は技能取得のため保育ができない。（番号1の居宅外労働に準ずる。）	30～ 14	で	
8	育児休 業中の 特例	1歳 未満	①第2子等の育児休業中であり、かつ、当該育児休業の対象となった児童が1歳未満である。（1歳に達する前に保育園の入園申込みを行ったが入園することができず、待機している場合を含む。）	20	必要な 期間
		5歳 以上	②第2子等の育児休業中であるが、入園希望児童が5歳児クラスになっている。	15	最長就 学前ま で
9	就労予 定	就労 内定	①就労先が内定している。（番号1及び2に準ずる。）	30～ 11	1か月
		就労 未定	②求職中である。	5	1か月
10	特別な支援を 要する世帯	児童相談関係機関が児童虐待等により特別な支援を要すると認める世帯である。	70	必要な 期間	
11	その他	保護者が上記の類型に類する状況にあつて明らかに保育に当たることができないと認める場合	30～ 11	必要な 期間	

備考

1 保護者が複数箇所に就労している場合であつて、それぞれの就労の日が異なるときはそれらの就労日数を合算した日数により、それぞれの就

労の1日の就労時間が異なるときは平均時間（月当たりの就労時間の合計を月当たりの就労日数の合計で除して求めた時間をいう。）により、保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）の区分を適用する。

- 2 保護者が1日のうちに複数箇所に就労している場合にあつては、1か所の就労とみなしてそれぞれの就労時間を合算し、保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）の区分を適用する。
- 3 保護者が複数あるときは、それぞれの保護者について指数を決定する。

労の1日の就労時間が異なるときは平均時間（月当たりの就労時間の合計を月当たりの就労日数の合計で除して求めた時間をいう。）により、保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）の区分を適用する。

- 2 保護者が1日のうちに複数箇所に就労している場合にあつては、1か所の就労とみなしてそれぞれの就労時間を合算し、保護者の状況（同居の親族その他の者が保育に当たれない場合）の区分を適用する。
- 3 保護者が複数あるときは、それぞれの保護者について指数を決定する。

別表第2（第6条関係）

番号	条件	調整指数
1	ひとり親世帯である。	50
2	別居中である。（離婚調停中の状況がわかる書類の提出があるときに限る。）	40
3	生活保護世帯である。	10
4	<b>育児休業の取得により入園中の児童を退園させたが、育児休業の終了により入園を希望している。（再入園児の兄弟姉妹も含む。）</b>	10
5	<b>産後休暇又は育児休業の終了により職場に復帰する</b> 予定である。（ただし、番号4とは重複しない。）	8
6	保護者が就労等しており、認可外保育施設、ベビーシッター、家庭保育制度等に有料で2か月以上預託し、預託先の証明書の提出がある。（育児休業中又は就労予定を除く。）	7
7	申込児以外の兄弟姉妹（卒園予定児を除く。）が在園している。	7
8	入園の申込みをしていて6か月以上待機している。（求職中を除く。）	4
9	兄弟姉妹2人以上で同時に入園申込（転園を除く。）をしている世帯である。（ただし、番号7とは重複しない。）	4
10	父母のどちらかが単身赴任している世帯である。	4
11	居宅内労働の自営業で危険な物を取り扱う業種（熱加工処理、有害物処理、危険器具類使用業種等）に従事している。	3
12	多子世帯（子が3人以上の世帯をいう。）である。	3
13	引き続き1年以上勤務している。	1

別表第2（第6条関係）

番号	条件	調整指数
1	ひとり親世帯である。	50
2	別居中である。（離婚調停中の状況がわかる書類の提出があるときに限る。）	40
3	生活保護世帯である。	10
4	<b>育児休業取得により一時退園し、育児休業明けにより再入園を希望している。（申込児以外の兄弟姉妹も含む。）</b>	10
5	<b>産後休暇明け、育児休業明けにより職場に復帰</b> 予定である。（ただし、番号4とは重複しない。）	8
6	保護者が就労等しており、認可外保育施設、ベビーシッター、家庭保育制度等に有料で2か月以上預託し、預託先の証明書の提出がある。（育児休業中又は就労予定を除く。）	7
7	申込児以外の兄弟姉妹（卒園予定児を除く。）が在園している。	7
8	入園の申込みをしていて6か月以上待機している。（求職中を除く。）	4
9	兄弟姉妹2人以上で同時に入園申込（転園を除く。）をしている世帯である。（ただし、番号 <b>4及び</b> 7とは重複しない。）	4
10	父母のどちらかが単身赴任している世帯である。	4
11	居宅内労働の自営業で危険な物を取り扱う業種（熱加工処理、有害物処理、危険器具類使用業種等）に従事している。	3
12	多子世帯（子が3人以上の世帯をいう。）である。	3
13	引き続き1年以上勤務している。	1

14	転居又は転勤に伴い転園を希望している。	1
15	転入前に保育園に在園していた。	1
16	就労が内定しているが、入園の決定を選考する日までに就労を開始していない。	-5
17	市外からの広域入所（転入予定者を除く。）を希望している。	-10
18	入園を希望する児童の兄弟姉妹が在園児又は卒園児であつて、これらの者に係る保育料を保護者が正当な理由なく6か月以上滞納している。	-10

備考 番号13及び16については、保護者が複数あるときは、それぞれの保護者の調整指数を合算する。

14	転居又は転勤に伴い転園を希望している。	1
15	転入前に保育園に在園していた。	1
16	就労が内定しているが、入園の決定を選考する日までに就労を開始していない。	-5
17	市外からの広域入所（転入予定者を除く。）を希望している。	-10
18	入園を希望する児童の兄弟姉妹が在園児又は卒園児であつて、これらの者に係る保育料を保護者が正当な理由なく6か月以上滞納している。	-10

備考 番号13及び16については、保護者が複数あるときは、それぞれの保護者の調整指数を合算する。